

## 第44号議案

### 和解及び損害賠償の額を定める件

令和7年12月8日、市道上ノ地池町線（加東市窪田177番1地先）において発生した横断水路のグレーチングの跳ね上がりによる通行車両の損壊について、下記のとおり和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議決を求める。

令和8年6月1日提出

加東市長 岩 根 正

### 記

#### 1 和解の件

市道上ノ地池町線（加東市窪田177番1地先）の横断水路のグレーチングの跳ね上がりによる通行車両の損壊について、市が損害賠償金を相手方に支払うことにより、双方とも異議申立及び請求を行わないこと。

#### 2 損害賠償の額を定める件

損害賠償額 金1,701,741円

#### 3 和解及び損害賠償の相手方

兵庫県加東市社1339番地

ヤマト運輸株式会社 加東営業所 所長

## 第44号議案 説明資料

### 1 損害賠償の当事者

起因者 加東市

加東市長 岩 根 正

被害者 ヤマト運輸株式会社 加東営業所  
所長

### 2 損害賠償の内容

物損賠償額 1,701,741円

なお、損害賠償額の全額を全国町村会総合賠償保険で対応（支払）

### 3 位置図



### 4 状況等

市道上ノ地池町線（加東市窪田177番1地先）から市道上ノ地前田線へ左折しようとした際、市道を横断している水路のグレーチングを被害者車両（ヤマト運輸配送車）が踏み、車両の重みでグレーチングが跳ね上がり、車両の底面のエンジンオイルタンクとその周辺を損傷した。

その結果、潤滑不良によりエンジン本体が故障したため、エンジンの載せ替え及びその周辺の修理が必要となった。

【道路パトロールの状況】 毎月1回 受託事業者が全ての市道において点検走行  
令和7年12月度道路パトロール：令和7年12月7日（事故前日）

道路パトロール時のドライブレコーダーの画像



※受託事業者より、「異常は確認できなかった」と報告を受けている。

【車両の損傷状況】



※エンジンオイルタンク及びその周辺が損傷している。

【安全対策】

- (1) 窪田地区の市道区域にある全てのグレーチングについて、反り返りや段差等の異常がないか安全点検を実施済み。
- (2) 道路パトロールの受託事業者に、市道を横断している水路のグレーチングについて重点的に安全確認するように指示し、安全点検を実施済み。